

カワシロ農業研究所カワシロセア

実験参考資料

MEMBRANE EMBRAPAL の関係について

1958年8月

国際協力事業団
農林開発協力部

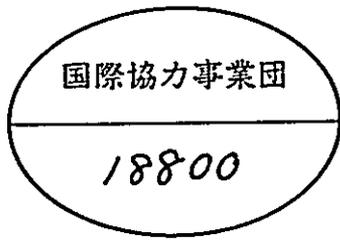
INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY JAPAN

3-3-10, 5-15, 1-10, 1-10

ESTABLISHED IN 1952

160 JAPAN

111



JICA LIBRARY



1074879[6]

188⁰⁰

序

本書は昭和52年9月から実施しているブラジル農業研究協力プロジェクト実施機関の一つであるミナス・ジェライス州農牧研究公社（EPAMIG）について、その機構及びブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）との関係を規定した資料を翻訳したものである。

EPAMIGは、ブラジル国内において、最も発達した研究組織の一つであり、本件プロジェクトを推進するうえで、この組織を理解することは重要な意義があると考ええる。

本書が本件プロジェクト関係者にはもちろんのこと広くブラジル農業研究に関心をもたれる方々の参考になれば幸いである。

昭和80年 3月

国際協力事業団

農業開発協力部長

金 津 昭 治

設立に関する法令

- MINAS GERAIS (ミナスジェライス) 州
政府
- ミナスジェライス州農政局
- 農業、畜産及びその流通の運営機構
- S O A P A -
- MINAS GERAIS 州
農牧研究公社
- E P A M I G -

目 次

I - 序文	1
II - 1974年5月8日付法律6310号	2
III - 1974年6月25日付法令16381号定款	6
IV - EPAMIGの設立に関する議事録, 及び理事会, 運営審議会, 監査役会 のメンバーの就任議事録	14
V - 国家農畜産研究機構への統合	17
ブラジル農牧研究公社-EMBRAPAとミナスジェライス州 農牧研究公社-EPIMAG-との間で締結された契約。 ミナスジェライス州と農務省の間で結ばれた取決め	
VI - 州農牧研究機構	27
・州立農牧研究所の統合に関する取決め及びこれに係わる同意事項 ・ミナスジェライス州農牧総合研究計画	
VII - 設立に関する法令の変更	37
・1977年8月16日の法令18647号 ・定款 ・ミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIG-設立のため, ミナス ジェライス州と「ミナスジェライス州技術援助及び農村開発公社」との間 で結ばれた契約。	

＜ 序 文 ＞

ミナスジェライス州農牧研究公社－E P A M I G－設立の経過報告と設立に関する法令を述べた当出版物は、この設立3周年の機に発行された。

この発行の目的としては、この公社の存在を知らせるための文書をのせたり、又は記念すべき事柄をのべているが、あえてこの実用的文書で過去の功績を単に時系列的に述べようとするものではない。我々の州に於ける農牧研究の分野に根ざした仕事の精神を先ず広く知らしめる事を主な意図としている。これ等過去の事柄を記録することにより、1971年末当時に引き戻し、当時の最初の努力を思い起したい。

それは、ミナスジェライス州農牧研究総合計画－P I P A E M G－の設定である。

このP I P A E M Gは、以前のI P E A O Oの仲介で、連邦農務省、州農政局、国立ミナスジェライス大学、国立ピソウザ大学（V I Ç O S A国立大学）及び高等農業学校の間で締結された取決めの結果生まれたものである。

（ミナスジェライス）州農牧研究制度最初の事業であるこの計画は、法律6310号により1974年5月8日に具体化された全ての事業の先駆となすものと今日では考えられており、この法律により、州レベルでの農牧研究の運営のための新しい組織の設立が公認された。すなわちE P A M I G－ミナスジェライス州農牧研究公社の設立がそれで、国の新しい組織であるブラジル農牧研究公社－E M B R A P A－の創設と時を同じくして出現したものである。E P A M I Gの紹介をしたこの出版物の本文はさらに、この設立以来3年間の推移を述べている。

この仕事の結実は、技術面に於いて又ミナスジェライス州経済のために重要な意義をもつ農牧研究計画に、大学と共にE P A M I Gが目立った活動をしていることからもうなずける。研究の統合への努力をたえず行なった結果、1976年12月に実現した州農牧研究制度の一本化を見るに至った。これはP I P A E M Gに於いて高められ、E P A M Gがさらに完成されたものになるため最近行なわれたE P A M I G設立関連法の改訂を述べた所で、この文書の終りを飾っている。したがって、我々がここに記録しておきたいのは、ミナスジェライス州に於ける農牧研究の歴史で重要な意義のあった件についてである。

州の農業の飛躍と近代化をもたらす知識と技術を生み普及することに努めている研究活動の運営を一層発展させるための手段の一つとしてこの出版を行なう。

II 1974年5月8日付法律第6310号

1974年5月8日付法律、第6310号は、農畜産分野の発展と研究のための公営企業設立を行政政府に認めるものであり、州農牧研究総合計画-PIPAEMG-により1971年以來の先駆者的開発努力を制度化するものである。

EPAMIGが機良く出現したと同時に、この法律はその中でブラジル農牧研究公社とEPAMIGとの密接なつながりに関する初めの定義をしておき、又EPAMIGがPIPAEMGの中でミナスジェライス州に於ける大学と組織的活動を行なうという方針を暗に打出している。これは、すなわち後になって農牧研究の州組織の一体化となって具体化されて来る。

1974年5月8日付法律 6310号

農畜産業の発展と研究の為の公営企業設立を行政部に對し認める法律。

ミナスジェライス州住民は、その代表者を介して下記の法律を布告し、私は其れを認可します。

第1条： ミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIG-という名称の公社を、その関連法規に従い設立する事を行政政府に對し認める。そしてその公社は、州政府農政局と関連性を持ち、農業、畜産及びその流通の運営機構の一部としてブラジル農牧研究公社EMBRAPAにより展開されている目的、計画に準じ活動するものとする。

第2条： 当公社の本社及び準拠法をベロオリゾンテ市(BELO HORIZONTE)に置き、その存続期間は無期限とする。

補足： 当公社の目的としては、直接或いは間接的に農畜産業に關与する研究・実験を推進するものとする。

第3条： 酪農研究所-ILCT-

農事研究センター -CER-、及び州農政局の一機構である農畜産業監督局の不動産等の国有財産を、当公社の資本金に組入れることを行政政府に對し認める。

補足： 現在消滅している上記の最初の* 2つの組織の業務は、当公社(EPAMIG)に移管された。

* ILCT及びCER

第4条： ミナスジェライス州及び農務省その他の間で結ばれ、ミナスジェライス州立法会議で1972年6月2日付1013号により承認された契約の改訂のための処置を、行政府はとり行なうものとする。

第5条： 当社の最終目的達成の為、更に下記の事柄が当社の権限内にある。

I - 上記第1条の規定に従い、州の農畜産業の開発計画を進展させるための知識、技術を開発し普及させる目的で、ミナスジェライス州の活動については独占的に研究実験を促進し、監督し、実行するものとする。

II - 農業部門の政策立案・運営に協力すること。

III - 協約に基づき、いずれの公的あるいは民間企業に対しても協力をすること。

補足： ブラジル国内外の公営及び私営企業と契約をとり交わすことにより、その活動を行なうことが許される。

第6条： 当社の資本金は1億クルセイロとする。

第1項 - 行政府は公社の増資をすることが認められ、又州、国家、直轄又は間接にこの公社の経営に関与することが認められるが、過半数は常に州にある様保障されていること。

第2項 - 当社の資本金は、現金、及び州の不動産・動産・機械類・設備類等及び権利・株式等を組入れるものとする。

第3項 - 行政府により、当社の資本金に組入れるために利用される財産は、前以って現行法に基づいて評価されるものとする。

第7条： 公社の収入は下記の通り。

I - ミナスジェライス州農牧開発資金 - FUNDARGO -

II - 投資及び経営参加基金 - FIP -

III - 州財政からの支出

IV - 公営・民間・国営・外国企業からの援助及び補助金

V - 寄付金及び遺贈金

VI - 借入金

VII - 法律で決められた奨励金

VIII - 財産（不動産・什器・設備等）及び利権を転用したものを含めた資本金

IX - 財産の賃貸料

X - 其他、営業活動からの収入

第8条： 当社の運営には、8人のメンバーから成る運営審議会及び州知事から指名される1名の総裁、1名の技術部長、1名の総務財務部長から成る理事会があたる。

第1項 - 運営審議会には、この議長も務める総裁、及び理事が元々のメンバーとして、

参画している。

第2項一 運営審議会のメンバーの就任期間は、4年間、又理事会のメンバーは3年間の就任期間とし、両方共再選が許されている。

第9条： 当会社に対する州税は免税とされる。

第10条： 金融をうけるため、ミナスジェライス州の保証を当会社に対しとりつけることが行政府に認められている。

第11条： 当会社の設立関連法令は知事が指名する1名の当会社代表者の責任により守られる。

第12条： 当企業の従業員に対しては、労働法の法体系が適用される。

第1項一 総裁からの要請があれば、当会社は、州その他企業、機関の人材を、彼等の所属する元の組織に気がねなく利用出来る。

第2項一 当会社の支配下で働く事になった者は、この条例に決められたことに従うこと。

第3項一 EPAMIGの管理下の身分が終ると現行州法に従って、出身の職場での就業実績に対し、当会社での就業時間を加算し、職務の報酬を総合計することが出来る。

第13条： 前条第12条第1項に述べた職務に於いて、当会社で不要になった従業員は、州農政局に籍を置き、前職（当会社での職務）よりの実績及び報酬の計算基準期間が加算される。

第14条： 当会社は、ブラジル農牧研究公社 EMBRAPA と協力をしていくため、管理機構、給与体系について EMBRAPA と同一步調をとる。

第15条： 行政府は、当法律が決めている当会社の資本金の一部として500万クルゼイロまで特別融資を行うことが出来、この特別融資の総額以内に限り州政府予算よりの給付を取消すことが出来る。

第16条： 行政府は、当法律発行後90日以内に当会社の定款を発行するものとする。

第17条： 当会社は、当法律、定款、及びこれに係わる条例に従うものとする。

第18条： この法律は、公布日をもって発効する。

第19条： 当法律に反することは、無効となる。

当法律の認知と実行に関係ある全ての関連当局に対し、この法律にうたっていることを充分履行する様指令致します。

1974年5月8日、BELO HORIZONTE市、

PALACIO DA LIBERDADEにて、RONDON PACHECO.

LUIZ DE ALMEIDA - 国務大臣代理として-

その他,

RENATO SIMPLÍCIO LOPES.

LÚCIO DE SOUZA ASSUMPÇÃO.

Ⅲ 1974年6月25日付法令 16381号

農畜産業分野の開発と研究を行なう公益企業設立を認める法律の制定に伴ない、州の行政府は、1974年6月25日付法令第16381号を發布した。これは「ミナスジェライス州農牧研究公社－EPAMIG－の会社定款を承認し、又その他の命令をする」ものである。

EPAMIGの将来の活動に必要な国有財産を移管することによりその資産の形成を明確にし、公社の資本金に組入れられる資産を評価するための委員会の設定を規定したこの法令は、EPAMIGの設立を効果的に推進するものである。

1974年6月25日付法令とともに、ミナスジェライス州最初の公社を司る定款が生まれた。

1974年6月25日付法令16381号

ミナスジェライス州農牧公社－EPAMIG－の定款を承認し、その他の命令を發布する。州憲法第76条第10項の定める職権を発動し、1974年5月8日付法律6310号第16条の規定に従い、ミナスジェライス州知事は、次の通り布告する。

第1条－ ミナスジェライス州農牧研究公社－EPAMIG－の定款を承認する。

第2条－ EPAMIGは、50日以内に設立されるものとする。

第3条－ ミナスジェライス州、連邦農務省及びその他の間で取り交わされ、ミナスジェライス州立法会議の決議第1013（1972年6月2日付）により承認された取り決め契約は改訂され、180日以内に1974年5月8日付法律6310号に決められた原則を採用すること。

第4条－ 農畜産業監督局の管理下にあり州農政局の所有である全ての農業関連の資産は、EPAMIGに吸収されその管理下に入る。

補足： 州農政局が、資産に関連して結んだ現行の協定は、EPAMIGが代って守ることになる。

第5条－ 酪農研究所－ILCT－及び農事研究センター－CERの活動及び資産等は、ILCTの教育活動も含めEPAMIGの設立時にEPAMIGに引継がれるものとする。

第6条－（この法令の）第3条の取り決めに出ている財産及びこの法令第4条第5条にうたわれているEPAMIGの資本金に組入れられるための財産の評価をする為、3人から成る委員会の設定を州農政局長が行なうものとする。

第7条－ EPAMIGの管理部門の年間経費は、州農政局長に報告されること。

第8条－ この法令は発布日付をもって発効となり、これに反する事項は無効とする。

1974年6月25日

BELO HORIZONTE市

PALÁCIO DA LIBERDADEにて

-RONDON PACHECO,

-ABILIO MACHADO FILHO,

-RENATO SIMPLÍCIO LOPES,

1974年6月25日付法令16381号にて言及された、
ミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIG-の定款

第一章 社名及び法人格について

第1条- 社名をミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIG-と称する公社とし、州農政局と関連性を持ち、「農畜産業及びその流通の運営機構」の一部となり、ブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-により展開された目的・計画に準じて、その活動を行なうものとする。

補足： EPAMIGは、民法上の法人格を持ち、自己の財産を持ち、独立した運営と財務を行い、この定款と関連法規に従うものとする。

第二章 存続期間及び本社

第2条- EPAMIGは、本社をBELO HORIZONTE市におき、存続期間は無期限とする。又、この管轄区域を全ミナスジェライス州とし、理事会の決定により地方支所等の設立が許される。

第三章 会社の目的

第3条- EPAMIGの目的は次の通り。

I - 州の農畜産業の発展の為に、応用される知識と技術を創造・開発することを目指した研究を促進、立案、整理し実行すること。

II - 州農政局及び州の農畜産業計画の立案・実行・指導・整理を行なり他の機関への技術援助を行う。

補足： 本文にて言及している研究とは以下の範ちゅうのものである。

農畜産に関すること、生物学、農畜産物に関する技術及び農業経済学等で、さらに民間企業と協力して、林業、漁業（川・湖沼）、気象、その他州農政局及び農務省の活動に関連ある事柄である。

第4条一 EPAMIGは、その社会的目的を達成する為に、特に下記の事を行なわなければならない。

I - 技術を広め、EPAMIGの活動の展開の為に応援を得る様、公的機関及び民間関係の技術援助活動と密接に連携を保つこと。

II - 計画が調和のとれたものとなるため、民間、公的又は国内外を問わず、農畜産の研究機関と協力をすること。

III - 研究活動達成の為に、民間会社や農場主等で、それ相当の設備・能力が備わっていれば彼等と提携をすること。

IV - 他の研究所に備っている設備や能力を有機的に活用することにより、研究活動に於ける投資の重複を避けること。

V - 技術部門及び管理部門の人材の研修を行ない、各種研究に従事する人材の育成を促進し支援すること。

VI - 直接的、又は特別な融資機関を介し、研究活動に必要な融資をうけること。

追記： EPAMIGが公的機関及び民間会社に対して研究活動に関連する協力をし、その結果出た成果をEPAMIGが他に教えてもよいという場合には、その旨、事前に取り決めておかななくてはならない。

第5条一 EPAMIGの計画・立案に於いては、次の基本方針を守ること。

I - 国家及びミナスジェライス州の経済計画と同調し融合すること。

II - 計画・プロジェクトは、農務省及び州農政局の農畜産業開発方針に順応していること。

III - 過去及び現在の計画・プロジェクトの評価をしながら、計画の修正をする。

V - 計画立案に於いては、ミナスジェライス州の経済的立地条件、生産資源等を含めた州の実情に従うこと。

VI - ブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-その他、州、地域又は国家レベルの研究機関の活動と一体となること。

第6条一 EPAMIGは、ブラジル農牧研究公社との協力を指向し、その運営方法、計画立案、資金体系にならうものとする。

第四章 資 本

第7条一 EPAMIGの資本金は1億クルセイロとし、次のもので支払われる。

I - 通貨にて

II - 不動産・什器・備品・器具・設備等にて

III - ミナスジェライス州の保有する権利・及び株式にて

1 前第2項にのべたものの組入れには、次の組織の国有資産が含まれる。

- ・酪農局－I L C T－
- ・農事研究センター－O E R－
- ・農畜産監督局
- ・その他，州農政局の組織

2 州によりEPAMIGの資本金に組入れられる資産は，現行法に従って事前に評価されること。

第8条－ 行政府により，次の方法でEPAMIGの増資を行なう事が出来る。

- I－ 民法で決められた他の法人，或いはミナスジェライス州，その他の州，組合，市及び首都が直接又は間接に運営する企業からの資本参加で，しかもミナスジェライス州に株式の過半数が占められている場合。
- II－ 利益及び留保金，或いは増資の目的のために州が出す助成金
- III－ 資産の再評価

第五章 収 入

第9条－ EPAMIGの収入は，次のものから成る。

- I－ ミナスジェライス州農畜産業開発基金－FUNDAGRO－よりの収入。
- II－ 投資及び経営参加基金－FIP－よりの収入。
- III－ 州財政局よりの譲渡。
- IV－ 国内及び外国の公的又は民間機関よりの援助及び寄贈。
- V－ 寄付及び遺贈。
- VI－ 融資・借り受け金。
- VII－ 合法的な奨励金。
- VIII－ 財産及び利権を換金した場合を含めた資本金。
- IX－ 資産の賃貸料。
- X－ その他，営業活動より出た収入。

第六章 運 営

第1部 基本組織

第10条－ EPAMIGは，次の通り基本的に異なった2つの組織を持つ。

- I－ 運営審議会，理事会，その他中枢部から成る中央管理部
- II－ 地方組織

第11条－ 上記の中央及び地方の組織は，EPAMIGの理事会により承認される定款を基本とする。

第2部 運営審議会

第12条一 運営審議会は、これの議長をつとめる総裁、理事、及び大学卒業程度で農業部門の開発方針及び科学技術政策に関連した活動に於いて充分その技術的能力のある者の中から知事が指名する5人のメンバーから成る。

1 - 運営審議会のメンバーの任期は、理事会の任期と別にし、4年で再選は可能。

2 - 運営審議会のメンバーの報酬は、理事会の分とは別で、法律に照らし合わせ州農政局の提案に基づき、知事が決定する。

第13条一 運営審議会は次の権限を有する。

I - 国家及びミナスジェライス州の経済発展計画及び、ブラジル農牧研究公社

- EMBRAPA が採っている政策の方針に準じた EPAMIG のとる科学技術政策に関して、意見をのべること。

II - EPAMIG の活動計画の優先順位について意見をのべること。

III - EPAMIG の「ミナスジェライス州農牧研究計画」に関して意見をのべること。

IV - EPAMIG の技術部門の活動がうまく行くために必要な方法を推奨すること。

V - 総裁が提起する技術及び運営上の問題点について、意見をのべること。

VI - 個々の規則を承認したり、変更すること。

VII - 州農政局へ提出される営業決算、支出予算、資金繰り表等について意見を述べること。

VIII - EPAMIG の増資計画についての意見をのべること。

IX - この定款から脱落している条項に対して、理事会が行なった補足条項につき意見を述べること。

第14条一 運営審議会は、定期的には6ヶ月毎に召集され、例外としては、総裁又はメンバーの過半数の同意で召集され開かれる。

第3部 理事会

第15条一 EPAMIG の理事会は、委員会で州知事より指名された1名の総裁、1名の技術部長、1名の総務・財務部長から構成され、それぞれ任期は3年で再任出来るものとする。

第1項一 本条でふれられている指名は、大学卒業程度のブラジル人で、管理部門での充分な経験、若しくはEPAMIG が展開した活動に関して熟知している者に対し行なわれる。

第2項一 ブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-は、EPAMIG の技術部長を知事に対して推せんする権利を有する。

第3項一 EPAMIG の理事会メンバーの報酬や待遇は、当定款第6条の規定及びその他関連規定に従って、州農政局長の提案に基づき州知事が決定する。

第16条－ 国家及び州の経済開発方針及び計画と調和してEPAMIGがその目的を達成する様に、理事会は、EPAMIGの活動の立案、指導、又統制をする最高の権限を有しそれは下記の通りである。

- I－ 当公社（EPAMIG）の活動に必要な運営及び管理規定の承認。
 - II－ 当公社の内部又は各組織の規定の承認。
 - III－ 運営審議会の意見を聞き、当公社の計画の承認。
 - IV－ 農牧研究計画の承認。
 - V－ EPAMIGに対し行われた役務に対する報酬の決定。
 - VI－ 人事管理規定の設定をし、給与体系については、当定款第6条の内容及び関連規定を守り、報酬及び待遇の体系表を作り、州農政局長に対し提出し、事前承認を得ること。
 - VII－ 本部及び地方支部から出た計画をうまく共存させ、当公社の年間活動計画と同化させること。
 - VIII－ 運営審議会の意見を聞き、州農政局に提出される営業決算、支出予算、資金繰り表等を作成すること。
 - IX－ 不動産の獲得、賃貸借、譲渡、不動産の権利、訴訟、抵当権の放棄を承認し、又関連法規に従って、当公社の不動産の譲渡や抵当権設定を州農政局長に申し出ること。
 - X－ 運営審議会の意見を聞き、当公社の増資案を承認し、これを州農政局長に提出する。
 - IX－ 理事会メンバーの休暇を承認し、欠員が生じた場合も含め次の指名までその補欠メンバーを指名する。
 - XII－ 総裁及び理事が各々代行させることの出来る運営上の行為の明確化。
 - XIII－ 小切手、裏書き、支払伝票及び信用証券類に総務財務部長と同様にサインをする社員の決定。
 - XIV－ 運営審議会の意見を聞き、当定款に欠除している項目の作成。
- 補足： 技術面及び運営面における理事会の決定は、運営審議会で承認された意見や進言に合致したものでなければならない。

第4部 総裁及び理事

第17条－ 総裁は次の権限を有する。

- I－ 当公社の技術上及び運営上の活動を指揮、命令、調整する。
- II－ 理事会及び運営審議会から出た当公社の現行規則を履行すること。
- III－ 自分に不測の事故があった場合に、自分の代役を果たす理事を任命すること。
- IV－ 法的に当公社を代表し、これの代弁人となること。
- V－ 当公社の活動に関係ある契約、取り決め、約定に署名をすること。

VI－ 運営審議会及び理事会を召集し、これの議長を務めること。

VII－ 当社の活動に伴ない、必要な情報及び書類を総務財務審議会に提出すること。

VIII－ 州農政局長に対し、当社の活動をするのに伴ない必要な書類や情報及び州農政局長の決裁を仰がねばならない要件等を提出すること。

IX－ 従業員の採用、昇進、懲戒、配置転換、転勤、解雇をそれぞれ行なうこと。

第18条－ この定款に決められた方針に沿って、当社の目的とする研究活動を計画し、指導し、調整するのは技術担当理事の職責である。

第19条－ E P A M I Gの庶務、財務その他一般の用務を計画し、統合し調整するのは総務財務担当理事の職責である。

第20条－ 理事はその取組内に対するその行動計画を作成し、総裁に提出し、その審査と承認は運営審議会の権限内にある。

第5部 会計監査役会

第21条－ 会計監査役会は、潔白であり能力が評価されている3人の現役及び3人の補欠とからなり、知事から指名されその任期は3年で再任は認められる。

補足： 会計監査役会のメンバーの報酬は、毎年州農政局長の提案により、州知事が決定する。

第22条－ 会計監査役会は、下記の権限を有する。

I－ 当社の貸借対照表、営業報告書、支払報告を調べ、コメントをつけ、総裁に返却する。又公認会計士を雇うことをすすめることも出来る。

II－ 財務及び予算に関与し、帳簿やあらゆる書類を調べたり、関連したあらゆる情報も要求すること。

III－ 寄贈の件について意見をのべる。

IV－ 抵当権の申し出又は当社の所有する資産の譲渡に関し意見をのべる。

第7章 人事

第23条－ 当社の人事規定体系は、労働法に基づく。

第24条－ 当社で結ばれた労務契約では、入社許可された者はその仕事の必要性からミナソジェライス州のあらゆる地点にも転勤され得ることが取決められているものとする。

第8章 会計年度

第25条－ 会計年度は暦年に一致する。

第26条－ 当社はあらゆる法規の目的に従い、毎年12月31日付の貸借対照表を出す義務がある。

第27条－ 決算で出た利益は、直ちに理事会で決めた提案により、州農政局長が当社の増資に利用する原資と定める。

補足： この条で述べられた資金を、いかなる形にせよ従業員の賞与に利用することは禁止される。

第9章 暫定規則

第28条－ 当定款第15条第2項に定められたブラジル農牧研究公社－MBRAPA－へ与えられた権限は、EPAMIGに対し資本参加をした時、又はEPAMIGの研究計画の実行を支援する目的の契約をEPAMIGと結んでから有効となるものである。

補足： 当社の設立期間中で、当条項での規定を実行出来ない間は、暫定的に総裁と理事会が技術担当理事の役を果たす。

第10章 最終条項

第29条－ 当社が解散する場合は、その財産及び利権は州の資産及び第8条第1項に規定された増資への参加をした法人のものに帰する。

第30条－ 総裁及び理事は、その職務を引き受けるときは自分の財産を公表し、毎年新たにこれを行なうものとする。

第31条－ 合法的理由なくして各合計年度中2度にわたり、会議に欠席した運営審議会のメンバーは、その任務（職務）を失なうものとする。

第32条－ 不動産の譲渡、抵当権の設定については、理事会から提案がなされ、州農政局長が最終的に承認するものである。

IV EPAMIGの設立議事録…1974年8月6日…

EPAMIGの設立法の完成とEPAMIGの関連機関への登録により、1974年8月6日付けで発効した上記法の発効と相俟ってEPAMIGの設立が実現した。

当日PALÁCIO DE DESPACHOS（デスパシヨス官殿）にて、行なわれた設立会議には、理事会、運営審議会・会計監査役会の首脳部の人々が全て出席した。この議事録は次に続く通り。

EPAMIG設立議事録。

ミナスジェライス州農牧研究公社—EPAMIG—の設立議事録及び理事会、運営審議会・会計監査役会のメンバーの就任議事録。

1974年8月6日、ミナスジェライス州の首都BELO HORIZONTE市のPRAÇA DA LIBERDADE（自由広場…場所名）の、PALÁCIO DOS DESPACHOS（デスパシヨス官殿）に於いて、16時30分よりミナスジェライス州農牧研究公社の設立及び運営審議会、理事会及び会計監査役会のメンバーの就任式がとり行なわれ、ミナスジェライス州知事が議長をつとめ次の人々が出席した。

・ミナスジェライス州知事

RONDON PACHECO 博士

・州農務大臣

ALYSSON PAULINELLI 教授

・州農政長官

RENATO SIMPLÍCIO LOPES 博士

・ブラジル農牧研究公社—EMBRAPA—総裁

経済学者 JOSÉ IRINEU CABRAL 氏

その他の要人

開会と共に州知事は、ミナスジェライス州農牧研究公社—EPAMIG—の設立を宣言した。

この公社は1974年5月8日付州法6310号（1974年5月9日付「MINAS GERAIS」に於いて公布）の決定を基に1974年6月25日付法令16381号（1974年6月26日付「MINAS GERAIS」に於いて公布）が認める定款により編成され、民法による法人格、私有財産及び1967年2月25日付法令200号第2章第5条で述べられている自主経営が認められている。

又、州農政局と連携し、農業畜産業及びその流通運営機構—SOAPA—と一体となり、ブラ

ジル 農牧研究公社— EMBRAPA—が展開する目的、計画に沿って行動するものとなる。EPAMIGの設立のさい、当社の設立要綱は、1974年6月22日付法令329866号に従い、ミナスジェライス州商業会議所に保管されることが認められた。

EPAMIGが設立されると、定款に従い州知事は理事会、運営審議会、会計監査会のメンバーの指名を行ない、それぞれ次の通り決まった。

総裁にはHELVECIO MATTANA SATURNINO博士—ブラジル人、既婚、議長をつとめる運営審議会の元からのメンバーでもある農業技術者。—

技術担当理事については、州知事がEMBRAPAの指名に基づいてまだ任命していないのでEPAMIGの定款第15条第2項及び第28項及び補足項目の条件に従って暫定的に総裁がその任に当たることになった。

総務財務担当理事は、GERALDO DIRCEU DE RESENDE—ブラジル人、既婚、経済学者、運営審議会の元々のメンバー。—

運営審議会の今度指名されたメンバーは、次の通り。

- ・ SEBASTIÃO CARDOSO BARBOSA—ブラジル人、既婚、農業技術者。—
- ・ SILVIO NOGUEIRA DE SOUZA—ブラジル人、既婚、農業技術者。—
- ・ MARIO BARBOSA—ブラジル人、既婚、獣医学者。—
- ・ ARMANDO DUARTE COSTA—ブラジル人、既婚、農業技術者。—

会計監査会員は、次の通り決まった。

- ・ JOÃO DA COSTA LISBOA—ブラジル人、既婚、経済学者。—
- ・ CÍCERO AUGUSTO DE GÓES MONTEIRO—ブラジル人、既婚、企業の管理部長。—
- ・ JOSE ANTÔNIO TORRES—ブラジル人、既婚、社会学者。—

会計監査役会の補欠員は次の通り。

- ・ PEDRO AZRA MALAB—ブラジル人、既婚、経済学者。—
- ・ WAGNER SALEM—ブラジル人、既婚、経済学者。—
- ・ ANTÔNIO JOSÉ DE ARAUJO—ブラジル人、既婚、計理士。—

これ等全てのメンバーの名は、1974年8月6日付「MINAS GERAIS」にて、州知事より発表された。

運営審議会の理事会及び会計監査役会のメンバーの就任にさいし、ミナスジェライス州知事は、全てのメンバーにより彼等の任務が忠実に正しく行なわれ、法的義務を遂行する旨の約束を聞きうけた。

EPAMIGの定款第30条により、理事会のメンバーは自分の財産を公表し、これは毎年行なわれるものとし、その公表の原本はこの議事録と共にEPAMIG本社に保管されるも

のとする。儀式は進み、終局の目的も果たされたので、ここで州知事はEPAMIGの設立及び理事会、運営審議会、会計監査役会のメンバーの就任の式典の閉会を宣言した。

証明する為に、EPAMIGの設立原本に、ここで読まれ承認された議事録を作り加え、次の諸氏が署名した。

- ・ ミナスジェライス州知事
- ・ 州農務省大臣
- ・ 州農政長官
- ・ EMBRAPA 総裁
- ・ EPAMIG 総裁、理事、運営審議会メンバー、会計監査役会メンバー、その他当式典に参加した高官。

V BELO HORIZONTE 1974年8月6日

1974年8月6日、EPAMIGの設立式典に於いて、この新しい公社(EPAMIG)の活力及び州知事がこの設立のためにささげた助力を礼賛する一方、州の農牧研究の新しい組織が十分に活動出来る為に必要な資金の流入の保証をするのに欠かせない取決めが結ばれた。

全国農牧研究機構への統合

ブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-と、ミナスジェライス州農牧公社-EPAMIG-との間で結ばれた契約。

ブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-は、農務省に関連する公社で、本社をブラジリアに1972年12月7日の法律5815号により設立され、CGC/MFへの登録証00,348,003/001であり、本文に於いては経済学者JOSE IRINEU CABRALが総裁として、当公社を代表する。以下当公社をEMBRAPAと称す。一方、ミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIG-は、ミナスジェライス州農政局に関連する公社で、本社をミナスジェライス州の首都ベロオリゾンテに1974年5月8日付州法に基づき設立されCGC/MFへの登録証は、17.138.140/0001-23であり、本文に於いては、農業技術者HELVECIO MATTANA SATURNINOが、その総裁として、当公社を代表する。以下当公社をEPAMIGと称す。

以下当公社をEPAMIGと称す。

1974年8月6日、国家の農務省とミナスジェライス州の間で取り交わされた約定にある取り決めを、上記の2社を通じて履行する必要性を考慮し、両社はここに次の通り約定し、これを両者承認する。

第 1 条

当契約の目的は、EMBRAPAとEPAMIGが次の目的に沿って技術的、物質的、財政的協力を行なう形態を規定したものである。

- I - ミナスジェライス州に於ける農牧研究総合計画の下記の目的に沿った活動、
 - a) ミナスジェライス州の農牧部門の発展に欠かせないと考えられる科学技術知識の獲得のための農牧関係の研究、実験活動の促進、立案、監督、運営、統合。
 - d) 研究活動の支援を得たり、技術を広めたりするために公社及び民間会社と密接な関係を保持すること。
- II - 1974年5月22日の決議067号によりEMBRAPAが設立した農畜産の研究システムのような例にならい、ミナスジェライス州の農牧研究総合機構としてのEPIMEG

を設立し、これによってE P I M E Gは、知識を吸収し普及活動を行なう。

第 2 条

1. 当契約に当たった両者の同意に基づき、前条にうたわれた総合計画統合機関としてE P A - M I Gは指名され、当計画に割当てられた資金を管理し、又この為の人員、技術・資材の管理も行なうものとする。
2. 前条にうたわれた総合計画統合機関によって、E P A M I Gは下記の目的を持つ、農牧研究及び実験の促進、立案監督、運営、統合をその基本業務として行なうものとする。
 - a) E M B R A P Aの全国にある研究機関より生まれた技術で、ミナスジェライス州にとって利益の有るものを、州レベルのものに吸収してゆくこと。
 - b) ミナスジェライス州にとって利益の有る生産物に関連した技術の開発。
 - c) 国の利益となる産物で、E P A M I Gが活動する地域の生態学的条件が州の平均を代表するときはいつでも、農民への技術移転の為その技術開発にE M B R A P Aと協力すること。
3. 前項のに出た事項を目標とし、農畜産のモデル研究所を実現する為に、E P A M I Gは次の事柄を守らなければならない。
 - a) (研究の)立案はE M B R A P Aが採っているものと同調したものでなければならない。
 - b) (研究の)立案方法、運営方法、情報の伝達規定はE M B R A P Aの採っているものと同調したものを導入せねばならない。
 - c) 勘定の決済、原価の分析及び決算の評価のためにE M B R A P Aが、要求する報告に即座に応えられる様な財務、会計システムを作りこれを導入すること。
 - d) 労働市場にならった報酬制度を作ること、しかしこれは国の報酬体系とかけ離れたものでないこと。
 - e) 計画の作成及び管理の方針は、E M B R A P Aのそれと同調したものとななければならないが、同時に州及びE P A M I G自体の特徴も生かしたものであること。
 - f) 研究施設の設立については、その数、所在地、設立規則その他の点については、E M B R A P Aが決めたモデル研究所の例に合わせること。
 - g) 庶務・総務に関する規定、手続、組織方法については、E M B R A P Aの推奨に調和させること。

第 3 条

1. 当契約中でうたわれている仕事を立案し、統合するための基本的な手段として「農牧研究2ケ年計画」なるものを、両者で作成し、これによって今後展開する活動が具体化され、目標を定め、当計画にかゝる諸々の費用をはじき出し、個々の予算を定めるものとする。
2. この「農牧研究2ケ年計画」は、E M B R A P Aが作った基準に基づき立案されるた

め、次の事柄を基礎に置かなければならない。すなわち E M B R A P A により出される全国レベル又は地方レベルでの指導、活動に必要な費用、資材の見積り予算、国家開発計画、連邦農務省及びミナスジェライス州農政局から出される方針、及び生産力、地質等の条件の経済に及ぼす影響及び文化的特質などに関連した州の客観的条件である。

3. この「研究2ヶ年計画」の予算は、この中でうたわれている仕事を遂行するのに、当契約の両者各々に割り当てられた費用負担を明確にし、E M B R A P A 及び E P A M I G がそれぞれの任務のためにかゝる費用として支払った金額の支払日誌をつけ、その日誌には3ヶ月毎に補足明細をつけること。
4. この計画の活動は、その結果発生した費用及び採られた手段の効率などの面で絶えず評定される。
5. 当計画はその進行中原則的には、農年度の終りに前年の計画及び活動の評価及び進行中の計画及び活動の遂行状況についての評価を行なうことによりその見直しをする。
6. 当契約の署名をしてから、この計画は両者により60日以内に作成され、同意されるものとする。

第 4 条

1. この契約にある目的の遂行のため、連邦農務省とミナスジェライス州政府の間で、現在は当契約の当事者である E M B R A P A の仲介で、1974年8月6日に結ばれた契約による了解事項を考慮し、又この契約(E M B R A P A と E P A M I G 間の)に従って、E P A M I G に対し、当契約発効後90日以内に、契約中にうたってある不動産、資産等をその所有とすることを認める。
2. 同様 E M B R A P A は、E P A M I G に対し、次のものの使用を認める。
研究器具、補助器具、道具、家畜類、書類(蔵書、映画フィルム等)、家具類、その他 E M B R A P A に所属する資産。
これの実行は、当契約発効後90日よりとする。
3. 前条にて言及された財産類の使用権に対しては、E P A M I G は、その代りとして当契約第1条で述べられた「農牧研究総合計画」の活動の展開に於いてのみ、それ等を使用出来るものである。
4. 「農牧研究2ヶ年計画」に於けると同じく、当契約に従って移管された財産類の保存に必要な資金及び修理、保守に必要な資金を E M B R A P A は負担する。

第 5 条

1. 前条にて表明されたと同じ目的で、E M B R A P A は、その研究機関にいる全ての技術者及び助手、庶務関係の人員を E P A M I G が自由に利用することを認める。

2. 当契約発効後120日以内に、契約当時者間で別に結ばれる名目上の契約に従って、両者がこの契約の中で述べている活動の展開のためにぜひ必要と思う人材をEPAMIGに対し協力することが認められる。上記の各目的契約とは、EMBRAPA及びEPAMIGの間で交わされ、当契約に於いて補足している(第12条第3項)通り条項をつけ加えたり変更したりすることが出来るものである。
3. EMBRAPAは、EPAMIGに出向した人材に係わる費用や報酬を「研究2ケ年計画」にうたわれた条件で負担する。

第 6 条

当契約中に出て来る「農牧研究総合計画」の活動統合者としてEPAMIGがその役割を遂行するために、次のことを行なう義務が有る。

- I 主に次のことをすることにより、ミナスジェライス州の農牧研究の促進と統轄をすること。
 - a) 複数の研究所で行なう性質のプロジェクトの立案。
 - b) 研究活動の分類及び記録方法の確立。
 - c) ミナスジェライス州の農牧研究計画の立案及び評価
 - d) 「研究総合計画」に含まれているプロジェクトを明らかにし、評価すること。
 - e) 州の研究者間の科学技術での交流の促進及び研究グループ編成の増加。
- II 民間企業と協力して、下記のことを行なう機構を作ること。
 - a) 生産者に情報を直接広めることを任務としている技術指導機関等に対し、各所の研究機関から集めた技術的、社会的、経済的情報を処理し流してやること。
 - b) 研究に関連した問題点及び生産者への普及技術の効果に関係ある技術的、社会的、経済的情報を技術指導機関から研究機関に流してやること。
- III 州の農牧研究の現状及び発達と関連した問題について検討を行なうか、又は他の研究所でそれを行なう。
- IV 将来必要な人材及び資金に関しての州の状況を検討する。

第 7 条

- 1 本契約の有効期間中は、EMBRAPAの推奨する方法及び基準で「研究総合計画」の各種のプロジェクトの技術的、経済的成果を毎年チェックすること。
- 2 さらにEPAMIGは、EMBRAPAに下記のものを提出する。
 - a) 「農牧研究2ケ年計画」を討議し、双方が了承する為に毎年新年のはじまる90日前に提出する。
 - b) 「総合計画」に含まれたプロジェクト実行に必要であった臨時支出項目の証明書を毎年

新年の60日前に提出すること。

3. この契約に出ている活動の展開のため、EMBRAPAよりくる資金でもってEPAMIGが使用を認められた費用は細かく記録しておくこと。
4. 「研究総合計画」の中のプロジェクトを満足に遂行するのに必要と思われる会計監査システムをEMBRAPAは確立すること。
5. EPAMIGは下記に定めた期日以内に、次の報告をEMBRAPAに提出のこと。
 - a) 毎年8月31日までに、「研究総合計画」にあるプロジェクトの遂行に関する報告。
 - b) 各四半期の終りから30日以内にその四半期に発生した出費、収入の結果報告。
 - c) その他この契約に従って、この「総合計画の展開のために、EPAMIGに利用が認められた財産の運用及び資金の用途について、EMBRAPAが正当な理由をもって要求する報告書。

第 8 条

1. この契約期間中は、EMBRAPAはEPAMIGの技術担当理事を指名し、州知事よりこれを任命させる権利を持つ。

第 9 条

1. 当契約期間中何時でも、EMBRAPAは当契約第1条で述べた「研究所のモデル」にならって全国レベル又は地方レベルの研究施設（生産物センター、資材センター等）をミナスジェライス州に設立する事が出来、その管理はEMBRAPA自身が行なう。
2. EMBRAPAの指示により、EPAMIGは前条に述べた研究施設が管轄するプロジェクトの展開を統卒することが出来る、又はEMBRAPAがその統卒をするときはその協力をする。

第 10 条

1. もし次の様な事態のいずれかが起こるか、又は存続する限りはEMBRAPAは、EPAMIGへの書面による通告を行ない、支払いを停止することが出来る。
 - a) 会計報告を決められた期日以内に提出することも含め、当契約にうたわれたEPAMIG側の義務的条項が不履行となった場合。
 - b) 「研究総合計画」の管理、統卒、実行などの点でその目的遂行にとって不利益な影響を与える変更がなされた場合。
2. 支払停止期日前に契約された財産及び役務への支払いが、すでに明らかに行なわれると決まっているときは、その部分は上記条項の適用外とする。

第 11 条

この契約の有効期間は署名の日から5年間とし、双方のいずれか一方がその終了180日前に通告することにより解約されるものとする。

第 12 条

1. 両者は当契約の実行に係わる全ての疑問の解決の為、連邦区（ブラジリア）の裁判所を選び、そこに全てを任せる。
2. この契約規定事項は連邦政府及び州の関連法規又は現在はこの契約の当事者たる両者を介し1974年8月6日連邦農務省及びミナスジェライス州の間で結ばれた契約の規定する所に照合して解釈されるものとする。
3. この契約中の条項は、法律の許す限り変更或いは追加出来る、即ち当契約の双方のいずれかの相手の同意が得られれば合法的代表者によって署名された書簡の交換により、変更や訂正がなされる。

ここに正しく約定するために、同一の内容の4通の契約書に下記の者が同時に証人にもなり署名する。

ブラジリア 連邦区

1974年8月20日

JOSÉ IRINEU CABRAL, EMBRAPA 総裁

HELVÉCIO MATTANA SATURNINO, EPAMIG 総裁

ミナスジェライス州農牧研究総合計画、即ち-PIPAEMG-を実現させるに至った契約の理想を貫きEPAMIG設立の究極目的の追求の結果生れた州農牧研究機構の目的は、既存の社会施設及び研究作業を画期的に統合してゆくところに在る。この機構に沿って、ミナスジェライス州は農政局を通じ、連邦農務省は国立農牧研究局の中西部農牧研究所（IPEACO）を通じ、又国立ミナスジェライス大学、国立ピソータ大学（VIÇOSA大学）、高等農業学校等が州の農牧研究に必要なものを提供し、研究が発展する為に人材、資材、資金を出しこれ等を統合した。

この契約の有効期間は、1974年5月8日付の法律6310号で明白にされている通りであり、途中でEPAMIGにとって新しく改革せねばならない点が出て来た場合は、この行動理念を保ちつつ、この契約の内容の改訂、増補が可能である。

そこで州の農牧研究活動の統合機関としてのEPAMIGと、国立ミナスジェライス大学、国立ピソータ大学、高等農業学校の間で新しい契約が結ばれた。これは州農牧研究機構を永遠に強化するためのもので、この契約の条文が充分に遵守される様この関連契約に於いて出て来るより高位の要人が署名している。

ミナスジェライス州と、連邦農務省の間で結ばれた契約

1974年8月6日、EMBRAPA及びEPAMIGの仲介により、ミナスジェライス州及び連邦農務省の間で結ばれた契約。

本契約中に於いては、ALYSSON PAULINELLI教授により代表される連邦農務省—以下単に農務省と称す—、及び本契約中に於いてはミナスジェライス州知事RONDON PACHECO博士により代表されるミナスジェライス州政府—以下単に「州」と称する—は、下記の条文の契約を取り交わすことに決める。ここにこの仲介者としては、1972年12月7日付法律の効力により設立され、本社をブラジルに置き、本契約中に於いては経済学者JOSE' IRIUEU GABRAL 総裁により代表されるブラジル農牧研究公社—EMBRAPA—、以下EMBRAPAと称す—、及び1974年5月8日付法律第6310号により設立され、本契約中に於いては、農業技師HELVECIO MATTANA SATURNINO 総裁により代表されるミナスジェライス州農牧研究公社—EPAMIG—以下単に、EPAMIGと称す—が介在する。

第 1 条

1. 当契約の目的は、国家開発計画(PND)、ミナスジェライス州経済開発計画及びEMBRAPAとEPAMIGの定款の中に示された国家、州の農畜産業の開発目標を調整し相容れて、ミナスジェライス州に於ける農牧研究を管理、統制し実行する任務を、EPAMIGに与えようとするものである。
2. 下記の目的の達成のために、両者が必要と認める技術協力及び資金、資材面の協力を、農務省はミナスジェライス州に提供する。即ち、
 - 2-1 ミナスジェライス州の農畜産業の発展にとって必要と思われる研究活動及びPRの活動の選定。
 - 2-2 優先されるべき研究及びその計画の立案、実行の指導。
 - 2-3 研究成果を広めるために、研究と技術援助の両方の領分を結びつける機構を作り、これを運営すること。
 - 2-4 この契約に見られる活動を展開するための計画及び運営に科学的概念をあたえること。
3. 下記の目的をEPAMIGによって達成するのに必要な人材、資材、資金を州が動員することを約束する。
 - 3-1 ミナスジェライス州の農畜産業発展にとって必要欠かせれないと考えられる科学技術知識を広める目的で行なわれる研究、実験活動を促進、立案、監督、統合及び実行すること。

と。

- 3-2 技術を広めたり研究活動に対する支援を得る為に、公営及び私営の企業と密接な関係を保つこと。
- 3-3 この契約の目的の達成のために必要と考えられる中程度又は高度の技術を習得する為の計画を、それぞれの特長技術を持つ企業と密に協力し、遂行してゆくこと。
- 3-4 この契約に見られる活動の展開に於ける計画、運営に対しては科学的概念を与えること。
- 3-5 国家機構からの遊離を避け一体となるため、給与体系は EMBRAPA のものと歩調を合わせること。
- 3-6 この契約に見られる活動を行なうに当たり、不要な投資の重複を避ける為、それぞれ専門の研究所の利用可能な設備、能力を利用すること。

追記： この契約で述べている研究の領域は、農業、獣医術、生物学、農畜産物の技術、農村経済、さらに州農政局及び農務省の活動の範ちゅうに入る分野である。

第 2 条

1. 国家が所有し実際に EMBRAPA の研究活動に使われているうちで、ミナスジェライス州に存在する建物・土地その他の財産の占有権と管理を EPAMIG に移すことを、農務省が EMBRAPA に対しこの契約に基づき承認する。
2. この第 2 条の第 1 項の規定により、先ず EMBRAPA は EPAMIG に対し、ミナスジェライス州にある EMBRAPA の研究施設の実験用具、補助器具、道具、文献（書物、映画フィルム等）、不動産、動産、その他の財産類の使用権を与えることが出来る。
3. さらに次の条件に従ってミナスジェライス州にある EMBRAPA の研究施設の全ての技術者、助手及び庶務部門の人材を、EPAMIG は自由に活用出来るものとする。
 - 3-1 EPAMIG の活動の展開のためぜひとも必要と考えられる人材のみが、EPAMIG に対し活用が許可される。
 - 3-2 EPAMIG に許可された人材の給与、社会保険等の負担分及びこの契約により EPAMIG に移管された財産類の管理、保全に要する費用の最低額を、EMBRAPA は EPAMIG に対し負担せねばならない。
4. この条文第 1、第 2 項に出ている財産の使用権に対しては、EPAMIG 側は、EMBRAPA と結ばれた契約にある活動の展開に限ってこれ等財産を利用できる。又この財産の保管には、注意を払うこと。
5. 農務省は、この条（第 2 条）第 1 項、第 2 項に出ている財産を正しく目録にし、EMBRAPA の了承のもとに、EPAMIG の増資に宛てられるという形で EPAMIG の財

産への編入を認め、この金額評価は E M B R A P A と E P A M I G が了承した法的同意事項（契約）の原則に従って行なわれる。

5-1 この第2条第1項、第2項に出ている財産の占有権の移転が E M B R A P A に規側通り行なわれた後に、この項で述べられている農務省の承認が発動される。

6. E M B R A P A と E P A M I G の間で結ばれた契約に基づき、農務省は、E M B R A P A を通じてこの条（第2条）に従って、E P A M I G に移管された財産の保管に要する費用をミナスジェライス州と協力して分担することを約束する。

7. E M B R A P A と E P A M I G の間で交わされた契約に従って、農務省は州と協力して研究計画の財政的分担を E M B R A P A を通じて行なり。

第 3 条

1. 第1条第3項の取り決めに遂行する為、ミナスジェライス州はこの契約中の目的実現のため別の出所からの財源を確保し、1974年5月8日付法律第6310号の第3条にある吸収された組織の維持のための予算に支障なくこれ等財源を E P A M I G の設立に要する費用として宛てる約束をする。

1-1 州はこの契約中の活動の遂行に必要な献金を、E P A M I G の理事会の提案に従い行なり。E P A M I G は、その定款の示す通りこの契約の当事者から出される献金及びその他の財源を自己の収入とする。

1-2 E P A M I G に対する州よりの献金は、前年に行なわれた額よりも少なくすること。

第 4 条

農務省は、E M B R A P A を通じ1971年12月3日、ミナスジェライス州、その他と結んだ契約中の遵守事項を E P A M I G の定款に従い守ってゆく。

第 5 条

この契約の実行者としては E P A M I G の理事会が指定される。

第 6 条

この契約の発効は署名の日からとし、有効期間は5年として追加条項により延長は可能。

第 7 条

この契約のいずれかの条項が守られないか、或いは技術、資金がこの契約の目的とはかけ離れた方向にむけられた場合は、この契約は全て破棄されるものとし、この損害の原因とはならなかった側は、この責任をまぬがれるものとする。

第 8 条

当契約から発生するあらゆる係争を解決する為、ミナスジェライス州の首都、ペロオリゾンテ市の裁判所を指定する。

第 9 条

この契約は、ミナスジェライス州憲法第76条、第14項の条件に照らし合わせ、立法院の議員投票により承認された。

ここに同文4通の契約書を作成し、法的効果を得る為下記の証人が立合い署名する。

1974年8月6日、ペロオリゾンテ ミナスジェライス州農務長官、

ALYSSON PAULINELLI

ミナスジェライス州知事

RONDON PACHECO

ミナスジェライス州農政局長

RENATO SIMPLÍCIO LOPES

EMBRAPA 総裁

JOSE' IRINEU CABRAL

EPAMIG 総裁

HELVECIO MATTANA SATURNINO

VI 州農牧研究機構

州農牧研究機構の統合に関する契約及びその同意された個々の条文
州農牧研究機構の統合に関する契約。

州農牧研究機構の統合を目的とし、ミナスジェライス州農牧研究公社—EPAMIG—
国立ミナスジェライス大学、国立ピソーンザ大学及び高等農業学校の間で、結ばれた農牧研
究に於ける協力についての契約。

1976年12月2日、ミナスジェライス州首都ペロオリゾンテ市に於いて下記の四者は、
次に示す条項を是認しこれ等を受け入れ実行することを約束するために、この契約の締結に同
意する。

契約当事者、1974年5月8日付法律、第6310号により設立され、ミナスジェライス州
農政局と関連をもち、所在地ペロオリゾンテ市アマゾナス通り115号、7階とし、
HELVECIO MATTANA SATURNINO 総裁により代表される州立公社、
ミナスジェライス州農牧研究公社。—以下EPAMIGと称す。—

及び学長 ANTÔNIO FAGUNDES DE SOUZA 教授により代表される
国立ピソーンザ大学、学長 EDUARDO OSORIO CISALPINO教授により
代表される国立ミナスジェライス大学、校長JAIR VIEIRA教授により代表される高
等農業学校。—以下、これ等の学校を一括して「大学」と称する。—

第1条： この契約当事者の努力と活動の一体化を通じて、1976年12月3日発布の法律
に従い展開されるミナスジェライス州農牧研究総合計画の仕事及び目的の理念—これは
EPAMIGにより合法的に引きつがれるが—を保証するために、当契約が結ばれる。

第2条： 州の農牧研究分野の優先順位を守り、契約当事者の能力を統合しこれを合理的
に利用せんが為に、この契約は契約当事者の人材、技術、資材、資金を結合することを目指
すための当事者間の協力に関して、一般的規約を設けるものとする。

第3条： この契約に基づいて個々の当事者が決めた協同作業は、ミナスジェライス州が採って
いる農畜産業政策及びミナスジェライス州経済開発計画に決められた方針と調和せねばならず、
又更にミナスジェライス州農政局、EPAMIG運営審議会各々の大学の学部及びミナスジ
ェライス州科学技術振興グループの行動計画等より出て来る推奨・助言を守る様努める一方
農牧研究全国機構の統合機関であるブラジル農牧研究公社—EMBRAPA—により策
定される全国レベルでの原則にも同調してゆき、この契約で当事者が唱えている目的を一
致協力して遂行する様目指すこと。

第4条： この契約にうたわれている目的の達成のため、EPAMIGは次のことを行なう様
約束する。

- I - 州農牧研究機構の立案，実行，評価を統括し，この契約で目標とされている成果を増やし，合理的にすることが可能な大学との同意により実現した手段を用いること。
- II - 可能な範囲内で農場，実験農園，その他の技術，資材を大学の側の使用にゆだねること。これは学生の卒業後のテーマの展開も含めた研究活動からの必要性に対して行なわれるものであり，州農牧研究機構を構成するプロジェクトに合わせ，事前に調整されるものとする。
- III - 大学の外で展開される仕事に教授や卒業生を効果的に参画させる様努めるほか，ミネソタ州に点在する地方の研究施設を通じ，この契約にうたわれている仕事にたずさわる人々への庶務的な援助をする。
- IV - 自社の技術者を大学卒業生の会合及び大学が主催するセミナー，シンポジウム研究討論会などに参加する様奨励する。
- V - 規則に従って可能な限り，大学の生徒に対し報酬付きの実習をさせること。
- VI - 州農牧研究機構の種々のプロジェクトの活動にとって役立つ管理事務所を大学と共同で持つこと。
- VII - 州農牧研究機構に包括されている大学に対し，技術及び作業に関する報告書を定期的に送り，研究及び作業の進行状況をたえず報告する。

第5条： 前条にてE P A M I Gが行なった義務の約束に対し大学側は下記の義務を負うこととする。

- I - 大学側の利用価値の有る施設を当契約中の活動のために供与する。但し大学側が独自に必要とするもの及び授業，研究のため特に優先的に必要とするものはこの対象外とする。
- II - この契約に従って展開される農牧研究作業の立案，実行，評価，普及に参加すること。これは州農牧研究機構への参画という意味をもつ。
- III - 第4条第6項で述べた事務所の設立条件を出し，大学側による効果的運営を行なう。
- IV - 大学の卒業年度の生徒に対し，彼等の卒業テーマが州農牧研究機構で優先的に取り上げられているテーマと一致すれば出来るだけ彼等に情報を与える。
- V - E P A M I Gの技術者を事前に彼等の上司の許可を得て大学の学部に招き，大学の実験室其の他の施設の利用を認める。
- VI - 契約当事者間であらかじめ取り決められたプロジェクトに対する作業日程を消化してゆくため，州農牧研究機構のプロジェクトに参画している学部や，教授と共に活動する。
- VII - この契約中の活動に対し興味ある技術的出版物を定期的にE P A M I Gに送り，更に農業科学の分野に於ける卒業生の研究テーマの進展状況及び結果についてE P A M I Gにたえず報告しておくこと。

第6条： 州農牧研究機構の統卒者として、EPAMIGはこの契約の実行機関としての責任をもち、この契約の署名後30日以内に州農牧研究機構の仕事に参加する任務をもった各組織の代表の指名を完了すること。

第7条： この契約の具体化への基本的文書としてEPAMIGと大学側との間で以前に結ばれ尚現存するあらゆる契約の条項は、承諾されているものとする。

第8条： この契約でうたわれている一般的な目的・理念の細かい表現、規定及びその実行について、EPAMIGと大学側が将来どの様な法的解釈が許されるかは、この契約について特別に作られた双務契約に従うものとし、付帯条項が設けられるものとする。

第9条： この契約の有効期間は署名の日より無期限とし、これの破棄の場合は、破棄をする180日前に両者のいずれか一方が公証人の認める文書でその旨を通知することにより行なわれる。

第10条： この契約の条文は、法の許す限り及び第8条にのべた仮定により追記又は変更出来るものとし、双方の法律代理人が正式に内容が合法的と認めればその内容の書面を交わすだけで、これ等調整及び解釈が有効となる。

第11条： この契約の実行から発生して来る係争及び行為の判定と解決への権限をゆだねるための最高権威機関として、両者はペロオリゾンテ連邦裁判所—ミナスジェライス法務局—を選定する。又この契約の内容につき、関係者が同意するため冒頭に説明された各代表者は以下連名の立合人を前に4通の同文契約書に法的効果を得るため署名をする。

ペロオリゾンテ、1976年12月2日

UFMG（国立ミナスジェライス大学）学長

EDUARDO OSORIO CISALPINO

UFV（国立ピゾーザ大学）学長

ANTÔNIO FAGUNDES DE SOUZA

ESAL（高等農業学校）校長

JAIR VIEIRA

EPAMIG総裁

HELVECIO MATTANA SATUNINO

農牧研究の一体化を図るための、EPAMIG、UFV（国立ピゾーザ大学）、UFMG（ミナスジェライス国立大学）及び、ESAL（高等農業学校）の間で結ばれた契約の批准の条件。

1967年12月2日、ミナスジェライス州、首府ペロオリゾンテにて、ミナスジェライス州知事、AUTÔNIO AURELIANO CHAUES DE MENDONÇA博士により代表されるミナスジェライス州及び農務大臣ALYSSON PAULINELLI教授により代表される農務省及び内務大臣EURO BRANDÃO教授により代表される、教育文化省及びAGRIPINO ABRANCHES VIANA博士により代表されるミナスジェライス州農政局及び局長EDSON MACHADO DE SOUZA教授により代表される教育文化省大学局及び総裁JOSÉ IRINEU CABRAL博士により代表されるブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-及び総裁CAMILIO CARLAZANS DE MAGALHAES博士により代表されるブラジルコーヒー院-IBO及び総裁JOSÉ ISRAEL VARGAS教授により代表されるミナスジェライス州科学技術振興グループは、ミナスジェライス州農牧研究公社及び国立ミナスジェライス大学、国立ピソザ大学及び高等農業学校の間で本日結ばれた契約の全文を承認する。

この契約は、州農牧研究機構の統合に関したものであり、添付された条項をこの契約中に包括し、州農牧研究機構の統合強化の重要性を、この折に述べ再確認している。この研究機構は、EPAMIGにより州レベルで統卒されEMBRAPAが統卒する農牧研究全国機構の中の一つに定められており、下記の目的、方針に沿ったものである。

ミナスジェライス州で利用出来る人材、資材、資金を一体化した効果的な活動を通じて農牧研究の管理を近代的、合理的に行なう事を基本にしている州農牧研究機構の精神に沿って、州及び国家の利益を目指すため、常にEPAMIGと大学が共に一体した活動を展開する様EPAMIGと大学にすゝめること。

EPAMIGを通じて大学の能力を、州政府に結びつけることは州農政局が主宰する「農畜、産業及び供給運営機構」の運営及びミナスジェライス州科学技術機構の活動計画及び州の農業政策に対し、広範な技術の一体化をもたらし、さらには授業、研究及び地域社会の発展への活力という我国大学の大きな目標の一つになるという信念。

この事業に大学とEPAMIGが直接決定的に参加したという事は、この目的に利用出来るものを最大限に活用し、その結果新たな知識が生まれ、それを採用し増々天然資源の開発を合理化し自給し超過分を競争出来る条件で他所に販売するという状態を州及び国にもたらしことになるという確信。

科学技術分野への投資は、生活の質への考慮すなわちこの事業全ての対象となる人間に対する深い考慮の現われである。

冒頭にて説明された当事者の意志を具体化し表明するため、この当事者及びその他同席の当局者により署名された、この文書を作成する。

ペロオリゾンテ 1976年12月6日

ミナスジェライス州知事

ANTÔNIO AURELIANO CHAUES DE MENDONÇA

農務大臣

ALYSSON PAULINELLI

内務省教育文化大臣

EURO BRANDÃO

州農政局長官

AGRIPINO ABRANCHES VIANA

教育文化省大学局長

EDSON MACHADO DE SOUZA

EMBRAPA 総裁

JOSÉ IRINEU CABRAL

ブラジルコーヒー院総裁

CAMILO CALAZANS DE MAGALAES

科学技術振興グループ総裁

JOSÉ ISRAEL VARGAS

1967年12月2日、ミナスジェライス州、首府ペロオリゾンテにて、ミナスジェライス州知事、AUTÔNIO AURELIANO CHAVES DE MENDONÇA博士により代表されるミナスジェライス州及び農務大臣ALYSSON PAULINELLI教授により代表される農務省及び内務大臣EURO BRANDÃO教授により代表される、教育文化省及びAGRIPINO ABRANCHES VIANA博士により代表されるミナスジェライス州農政局及び局長 EDSON MACHADO DE SOUZA教授により代表される教育文化省大学局及び総裁 JOSÉ IRINEU CABRAL 博士により代表されるブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-及び総裁CAMILIO CARLAZANS DE MAGALHAES博士により代表されるブラジルコーヒー院-IBO及び総裁JOSÉ ISRAEL VARGAS教授により代表されるミナスジェライス州科学技術振興グループは、ミナスジェライス州農牧研究公社及び国立ミナスジェライス大学、国立ピソザ大学及び高等農業学校の間で本日結ばれた契約の全文を承認する。

この契約は、州農牧研究機構の統合に関したものであり、添付された条項をこの契約中に包括し、州農牧研究機構の統合強化の重要性を、この折に述べ再確認している。この研究機構は、EPAMIGにより州レベルで統卒されEMBRAPAが統卒する農牧研究全国機構の中の一つに定められており、下記の目的、方針に沿ったものである。

ミナスジェライス州で利用出来る人材、資材、資金を一体化した効果的な活動を通じて農牧研究の管理を近代的、合理的に行なう事を基本にしている州農牧研究機構の精神に沿って、州及び国家の利益を目指すため、常にEPAMIGと大学が共に一体した活動を展開する様EPAMIGと大学にすゝめること。

EPAMIGを通じて大学の能力を、州政府に結びつけることは州農政局が主宰する「農畜、産業及び供給運営機構」の運営及びミナスジェライス州科学技術機構の活動計画及び州の農業政策に対し、広範な技術の一体化をもたらすし、さらには授業、研究及び地域社会の発展への活力という我国大学の大きな目標の一つになるという信念。

この事業に大学とEPAMIGが直接決定的に参加したという事は、この目的に利用出来るものを最大限に活用し、その結果新たな知識が生まれ、それを採用し増々天然資源の開発を合理化し自給し超過分を競争出来る条件で他所に販売するという状態を州及び国にもたらしことになるという確信。

科学技術分野への投資は、生活の質への考慮すなわちこの事業全ての対象となる人間に対する深い考慮の現われである。

冒頭にて説明された当事者の意志を具体化し表明するため、この当事者及びその他同席の当局者により署名された、この文書を作成する。

ペロオリゾンテ 1976年12月6日

ミナスジェライス州知事

ANTÔNIO AURELIANO CHAUES DE MENDONÇA

農務大臣

ALYSSON PAULINELLI

内務省教育文化大臣

EURO BRANDÃO

州農政局長官

AGRIPINO ABRANCHES VIANA

教育文化省大学局長

EDSON MACHADO DE SOUZA

EMBRAPA 総裁

JOSÉ IRINEU CABRAL

ブラジルコーヒー院総裁

CAMILO CALAZANS DE MAGALAES

科学技術振興グループ総裁

JOSÉ ISRAEL VARGAS

ミナスジェライス州農牧研究総合計画

ミナスジェライス州農牧研究総合計画

州農政局を介しミナスジェライス州、及び国家農牧研究局の中西部農牧研究所（I P - E A C O）を通じ、農務省及び国立ミナスジェライス大学（U F M G）、及び国立ピソーンザ大学（U F V）及び高等農業学校（E S A L）の間で結ばれた契約。

1971年12月3日、ミナスジェライス州ペロオリゾンテ市に於いて、ミナスジェライス州知事RONDON PACHECO博士により代表されるミナスジェライス州及び農務大臣LUIZ FERNANDO CIRNE LIMA博士により代表される農務省、及び州農政局長官ALYSSON PAULINELLI教授により代表される州農政局—以下これを農政局と称す—及び省辞令1971年11月16日付、第413号により発せられ、1971年11月17日付官報に発表された職務代行権に基づき、JOSÉ MARIA DE ALMEIDA CRUZ博士により代表される国家農牧研究局の中西部農牧研究所が仲介する農務省及び学長MARCELO DE VASCONCELOS COELHO教授により代表される国立ミナスジェライス大学及び学長ERLY DIAS BRANDAO教授により代表される国立ピソーンザ大学及び校長FÁBIO PEREIRA CARTAXO教授により代表される高等農業学校は次の通りミナスジェライス州農牧研究総合計画が実行されるため、この契約に署名する。

第 1 条

この契約に従い設定される計画を、「ミナスジェライス州農牧研究総合計画」と命名する。

第 2 条

州に対し優先すべきと考えられる必要性を満たすために利用可能な人材、資材及び資金の面で協力し合うことにより、農牧研究の展開を図る為の研究組織機関を統合するのが、この計画の目的である。

第 3 条

第2条に示された計画の実行は、州農政局により統括され、州農政局長官がその統括者を指名する権限を持つ。

第 4 条

計画の統括は、州農政局に任せられ下記の義務を有する。

- 1). 下記に関連した問題についての研究を指導し又は他の研究所にその研究をもちかける。
 - a) ミナスジェライス州に於ける農牧研究の現状及び進歩、又農務省による国家レベル

- による研究統括との関連性。
- b) 州の農業技術のレベル
 - c) 研究の人材のレベル向上及びその将来の必要性の見通しを立ること。
 - d) 農牧研究の優先順位及びその最終目的。
 - e) 研究組織の編成
 - f) 研究費
 - g) 農牧研究結果の経済分析。
- 2) 下記のことを行い、研究の統合を促進する。
- a) 複数の研究所で行うプロジェクトの編成。
 - b) 研究作業の分類及び記録体系を確立すること。
 - c) 州に対する研究計画の編成と評価。
 - d) 「研究基金」からの費用で行なわれる特別プロジェクトの評価。
 - e) 技術の発表及びその移転に係わる問題の研究。
 - f) 州の研究者間での科学技術面の交流の促進と、研究グループの形成を増加させること。
- 3) 「研究基金」の設置及び管理。
- 4) 雇用契約を結ぶこと。及びこの契約にしばられることになり、研究の特別な仕事をする様に命じられた公務員の報酬を完全なものにすること。
- 5) 相応の能力のある研究組織に対し、資金を貸しつけること。
- 6) 「研究協議会」の書記をつとめる。
- 7) 農政局の補佐役をつとめる。
- 8) 能動的又は受動的に、及び法の範囲内で或いは法を超越してこの契約の代表を努めること。

第 5 条

計画の統括者は、この契約の仕事に就いている人員の一覧表及び給与水準を州農政局長に提出し、その承認を得るものとする。

第 6 条

「統合計画に対する研究協議会」の招集は州農政局が行なり権限を持ち、この協議会は、農政局、国立ピソーザ大学、国立ミナスジェライス大学、高等農業学校及び中西部農牧研究所からの各1名の代表により構成される。

第 7 条

「研究協議会」は次の権限を有する。

- a) 計画統括者より出たプログラムを評価し決断するのであるが、この場合の優先順位は、州レベルにとどまらず、農務省より出された国家的規模の視野に立ったものであること。

- b) 農政局長に対して助言をすること。
- c) 計画統括者に対し、助言を行ったり補足情報を与える。
- d) ミナスジェライス州の研究の発展の状況を常に農政局に知らしめておく。
- e) 「研究基金」の資金の利用に関して推薦を行なう。
- f) 「研究基金」の資金をうけるプロジェクトの審査をする。
- g) 新しく研究室、実験所、又特別研究所を作る必要があるかの判断をすること。
- h) 技術を広めたり与えることに関する問題を研究し、又この様な活動を強化するための方法を提案すること。
- i) 人材の育成及び州内外で活動している研究者間の情報交換に関する提案をしたり、これ等の考察を行なう。

第 8 条

「中西部農牧研究所」、国立ミナスジェライス大学、国立ピソータ大学及び高等農業学校は、次のことを行なうものとする。

- a) 州農政局との密接な協力のもとで研究を行なう。
- b) 「農牧研究総合計画」の優先課題にとり組むこと。
- c) 「農牧研究総合計画」の展開のために研究計画を提案すること。
- d) 研究結果を評価し、これを発表する。
- e) 「農牧研究総合計画」の統括者と協力し、計画された目的の基礎研究を行なう。

第 9 条

「研究基金」は、農政局よりの出資、即ち「農牧研究総合計画」の実行のために農政局より充当された資金から成る。

補 足 条 項

「農牧研究総合計画」からの資金を使った研究より得られた利益は、「研究基金」に入れられる。

第 10 条

「農牧研究総合計画」の活動を行なうに当っては、当契約当事者は出来るだけ各計画に対し個別に決められた資金を利用する一方、それぞれの研究所（及び大学、学校等）の研究資金はその本来の研究のために使われ、他所の研究所や「研究基金」にまわされてはいけない。

第 11 条

この契約で得られた備品、設備類は契約終了と共に元の所有者のものに帰するものである。

第 12 条

「農牧研究総合計画」の実行機関は、各夫々の計画の特別勘定としての予算項目を設置し、

夫々の計画の責任の範囲内で、活用され得るものとする。

第 13 条

農政局長及びこの契約当事者の代表及び農務省の代表としての中西部農牧研究所々長により署名され、成立される「追加条項」に基づき、この「農牧畜研究総合計画」に他の団体が参加することが可能である。

第 14 条

この契約の存続期間は、署名の日より5年間とし契約当事者の同意又は「追加条項」によって延期されるものとする。

第 15 条

脱落条項又は解釈上の疑義が生じた場合は「研究審議会」にかけて解決する。

第 16 条

この契約の実行のための資金獲得のために、「農牧研究総合計画」の統括者として、農政局は他の機関との契約及びその追加条項に署名をしてもよい。

第 17 条

州農政局の予算そのものについては言及は出来ない。何故なら州農政局は年度予算と当契約の間では直接には何の義務も負っていない為。

第 18 条

1972年度は、州農政局は350万グルゼイロをこの契約のため予算に計上する。
予算綱目-203, 副番3, 2, 7, 6, 雑費, 契約-農牧研究及び実験。

第 19 条

途中でこの契約が破棄されるのは、次の場合とする。即ち条項のいずれかが守られないか、又は本契約に唱われた目的から技術面、財政面でこの契約が逸脱した場合であり、この場合この事態に責任のない側は何んら罰則をこうむらないものとする。

第 20 条

この契約はミナスジェライス州憲法第76条、第14項の条件に照らし立法院の議員投票により承認された。

第 21 条

この契約の発効は署名の日からとする。

第 22 条

この契約に係わる全ての訴訟に対しては、ミナスジェライス州の首都ベロオリゾンテ市の裁判所を選定する。

ここに約定せる内容が明確で効力あらしめるため、ここにこの契約書を作り、当事者及び証人がこれを読み同文5通に署名する。

1971年12月3日、ペロオリゾンテ

ミナスジェライス州知事

RONDON PACHECO

州農務長官

LUIZ FERNANDO CIRNE LIMA

州農政局長

ALLYSON PAULINELLI

中西部農牧研究公社所長

JOSÉ MARIA DE ALMEIDA CRUZ

国立ミナスジェライス大学々長

MARCELO VASCONCELOS COELHO

国立ピソーンザ大学々長

ERLY DIAS BRANDAO

高等農業学校々長

FÁBIO PEREIRA CARTAXO

VII 「設立に関する法令」の変更

州法務局より出た1975年11月12日付法令5703号により、州がEPAMIGに出資するために出した不動産の登記が認められ、これよりEPAMIGは合法的法人形態のうち、この様な形の資本形成が最もあてはまる法人形態のモデルを選ぶ必要に迫られた。

この新しい発令のすゝめにより、「EPAMIGの定款を承認」した1977年8月16日付、法令18647号の発布が行政府より行なわれた。即ちこの法令により、EPAMIGが設立され、登記されその結果としてミナスジェライス州とEMATER-MGとの契約が実現し、この契約からEPAMIGの成立を確固たらしめる目的で「技術援助及び農村開発公社」EMATER-MGの設立が許された。

この「設立に関する法令」に含まれている上記の法律により、農牧研究活動の完全な運営実行管理に関し、進歩し確実で充実しなかつく効率的である事を目指す公社の模範を設立する機会が求められた。

1977年8月16日付、法令18647号

ミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIG-の定款を認める。

ミナスジェライス州憲法第76条第10項により、認められた権限を行使し又、1974年5月8日付法律6310号16条の定義に従い、ミナスジェライス州知事は、次の通り発令する。

第1条

ミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIG-定款を承認する。

補足： 第1条で述べた定款は、この発令を構成する一部分となる。

第2条

この法令は、その発布の日付をもって有効とする。

第3条

これに反する規定は無効とする。特に1974年6月25日付法令、16381号第1条は無効とする。

1977年8月16日、ベロオリゾンテ パラシオ・ダ・リベルダーデ
ANTÔNIO AURELIANO CHAVEZ DE MENDOÇA
MARCIO MANOEL GARCIA VILELA
AGRIPINO ABRANCHEZ VIANA

1977年8月16日付法令18647号に述べられたミナスジェライス州農牧研究公社
-EPAMIG-の定款

第1章 基本規定

第1条 ミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIG-は、有限責任分担組織の形態
による州立公社であり、州農政局と関連性を持ち「農業畜産及び供給の運営機構」(SOA-
PA)」の一部である。

第2条 1919年1月10日付法律、第3708号、1974年5月8日付法律第631
0号、及びこの会社定款又関連法規に基づき、EPAMIGは登記される。

第3条 EPAMIGは本社をペロオリゾンテ市に置き、その存続期間は無期限とする。

第2章 目的

第4条 EPAMIGの目的は下記の通り。

- I - ミナスジェライス州内の農牧研究活動の実行を主とする。
- II - 州の農畜産業政策の立案、統括、指導、実行にさいし州農政局、農務省さらに農業、畜産及びこれらの流通に関する州及び国の機構と関連しているその他の組織と協力すること。
- III - 州の農業が効果的に成長する為に利用される知識及び技術を開発、発展させる為、特に農畜産、生物学、社会経済学及び農畜産生産物の技術、さらには特有の機関と協力して林業、漁業、気象学に関する研究及びこれ等活動に含まれるその他の研究活動を、促進し、立案し、実行をすること。

第5条 EPAMIGは、自社の目的遂行のためには、次のことを守らねばならない。

- I - 自社の農牧研究計画を「全国及び州開発計画」と同調させること。
- II - 「農業、畜産及び流通の運営機構」(SOAPA)及び農務省、及びブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-と関連を持つ組織との関係を樹立し続けること。
- III - 全国レベルの農牧研究活動の立案方針の作成に当たっては、EMBRAPAと協力すること。
- IV - 研究を総括的に立案するため、農牧研究に従事する公的機関と民間機関の協同作業を援助し、促進すること。
- V - 研究を広めるため、大学やその他の人材育成機関も参加した、農畜産の研究活動の専門家の育成援助。
- VI - 地方の必要性に応じて、農務省及び州農政局が研究の発展のために決めた優先順位に従って、農牧研究計画を充実させること。

VII- 農牧研究が借入金，収入計画，農畜産物の商品化，技術援助，農村発展，及び生産者の組織化と関連性のある場合は此等を優先的に促進する。

VIII- 農牧研究活動の実績の評価，及び調整のシステムを確立しこれを維持すること。

IX- 農牧研究活動に対する融資を直接又は金融機関を通じて行う。

X- 他の研究所にすでに備わっている設備や能力を有機的に活用することにより，研究活動に於ける投資の重複を避けること。

第6条 EPAMIGの採る立案方法，技術管理及び財務に関する体制さらには作業及び評価の方法は，EMBRAPAが採っている標準と同調したものであること。

第7条 契約を結んで，EPAMIGは公社又は私企業に対して個々の活動に対し協力出来るものとする。

第3章 資本金

第8条 EPAMIGの資本金は，1億クルセイロとし，1株1,000クルセイの額面の株式10万株に分割され，ミナスジェライス州及びミナスジェライス州技術援助及び地方開発公社-EMATER-MG（本社をペロオリゾンテに置く州立公社）により，次の通り引き受けられる。

I- ミナスジェライス州：99,990株

II- EMATER-MG：10株

第9条 EPAMIGの資本金は，ミナスジェライス州としては，1974年5月8日付法律第2条第6号の定めに従い現金，証券及び不動産により払い込まれ，一方EMATER-MGとしては現金で払い込みをする。

第10条 EPAMIGの資本金は，払い込みが完了すると1974年5月8日付法律第1条第6項により，増資が可能である。

第11条 EPAMIGの収入は，下記のものから成る。

I- 州予算で認められた割当て

II- EMBRAPA又はその他の公社及び民間会社との契約から発生する収入。

III- 借入金。

IV- 不動産及び利権を転換したのもも含めた資本収入。

V- 国有財産の賃貸料。

VI- 金融業務からの収入。

VII- 農牧研究促進，農業の生産性向上及び農村の生活条件改善のために現存しているか，又はさらに設けられる基金よりの収入。

VIII- 寄附及び遺贈

- IX - 特別な法律により発生した収入。
- X - 州が過半数の株式を持った会社からの配当金で行政府から認められた分。
- XI - 営業活動からの収入。
- XII - 国内外の公営及び民間企業や機関からの援助、補助。
- XIII - その他の収入。

第4章 管 理

第1部 組織の概要

第12条 EPAMIGの基本組織は、運営審議会及び運営理事会より成る中央管理部と、中央と地方の支所から出来ている。

第13条 中央及び地方の支所の基本構成は、運営理事会により承認される規則により成立する。

第2部 運営審議会

第14条 運営審議会は、これの議長を務める総裁、理事及び大学卒の水準で、農業部門の開発方針及び科学技術政策に関する活動で充分その技術能力を有する者の中から知事が指名する5名から成る。

第1項- 運営審議会のメンバーの任期は理事会の任期と別にし、4年で再選されるものとす。

第2項- 運営審議会メンバーの報酬は理事会の分とは別にし、法律に従った州農政局の提案により知事が決定を下す。

第15条 運営審議会は次のことを行う。

- I - 国家及びミナスジェライス州の経済発展計画及びブラジル農牧研究公社-EMBRAPA-がとっている政策、方針に準じてEPAMIGがとる科学技術政策について、意見をのべる。
- II - EPAMIGの活動計画での優先順位について意見をのべる。
- III - EPAMIGによる「ミナスジェライス州農牧研究計画」に関し意見をのべる。
- IV - EPAMIGの技術部門、管理部門の職務遂行がうまく行くために必要と思われる方法を推奨する。
- V - 総裁が提案する技術上及び運営上の問題点について意見をのべる。
- VI - EPAMIGの総則や、その変更を承認する。
- VII - 理事会からの財務報告、損益計算書につき監督が審査したあと具申する。
- VIII - 理事会の年次報告を審査する。
- IX - この定款の変更を審査し知事がこれを承認するために、農政長官に対し提出する。

X- EPAMIGの増資について、意見を出し、これの承認の方は農政長官を経由して、知事が行いものとする。

IX- 社内規則の承認

XII- 人事管理規定の決定

XIII- この定款から欠けている条項につき評議すること。

第16条 運営審議会は、定期的には6ヶ月毎に召集される。例外としては総裁又はメンバーの過半数の承認により召集される。

補足： 運営審議会の召集は、開催日の15日以上前に議題の一覧表をつけ、召集されるものとする。

第3部 理事会

第17条 EPAMIGの理事会は、1名の総裁、1名の技術部長、1名の総務財務部長から構成され、これ等3名は州知事より指名され任期は3年で再任可能である。

第1項- 総裁、技術部長及び総務財務部長の指名は大学卒業程度のブラジル人技術者で、農牧研究分野での十分な知識と十分な管理能力を備えた者で、農政局長が推せんする者に対して行なわれる。

第2項- EMBRAPAはEPAMIGの技術部長を知事に対して推せんすることが出来る。

第18条 理事会メンバーの報酬は、農政局長の提案に基づき年間ベースで知事が決める。

第19条 理事会の議決は、メンバーの多数決により行なわれる。

第20条 EPAMIGの活動の組織化、指導、統括、調整、評価については理事会が最高の責任と権限を持ち、特に下記のことを行なり権限を有する。

I- 定款、社内規定及び運営審議会の提案事項を履行すること。

II- 基本規定を作り、これを運営審議会の承認にかけること。

III- この定款及び特に1974年11月6日の連邦法律6126号第5条の規定を尊重しながら、EPAMIGの活動に係わる営業及び運営規定を作り発布すること。

IV- EPAMIGの計画と、その個々の予算を作り運営審議会の承認を仰ぐこと。

V- EPAMIGの活動についての年間報告を、運営審議会の承認のために提出すること。

VI- 会計監査役にEPAMIGの貸借対照表、財務報告、貸金一覧表を提出する。

VII- 研究プロジェクトの拡大のために、中央及び地方の研究支部を作り、此等支部の規則を承認すること。

VIII- 社内規則の承認

IX- 給与及び企業負担金（社内保険等）の計画を事前に知事の承諾を得た上で認定する。

X- 契約、約定を承認する。

- XI- 不動産の獲得，賃貸，譲渡及び権利，訴訟の放棄，和解，譲歩について承認する。
- XII- 不動産の獲得，抵当権設定，譲渡につき州農政局長の事前承諾を得た上で，承認する。
- XIII- 運営審議会の会議に出席する。
- XIV- 増資の提案を運営審議会にかける。
- XV- 会計監査役の意見も尊重しながら，公認会計士又は公認会計士事務所を雇う契約をすること。
- XVI- 理事が事故又は休暇の場合，その新任者が指名されるまでの間，その代理人の人選。
- XVII- 総裁及び理事がそれぞれ自分の代りに，他人に委任出来る管理行為を決めること。
- XVIII- この定款の変更を提案すること。
- XIX- EPAMIG が提供した仕事奉仕に対する報酬規定を決めること。
- XX- 小切手，手形の裏書き，支払伝票及び信用証券類に総務財務部長と同様に署名をする社員の決定。

第 4 部 総裁及び理事

第21条 EPAMIG の総裁は次の権限を有する。

- I - 法規の内外を問わず，EPAMIG を代表し，EPAMIG の代理人となる。
- II - EPAMIG のあらゆる技術活動及び管理部門の仕事を指図し，統括し，調整すること。
- III - 理事会及び運営審議会を召集し，これ等の議長を務める。
- IV - 理事会及び運営審議会から出された決定事項を履行すること。
- V - 契約，約定に署名をしたり，又そのために自己の代理人として他の者にその権限を与えること。
- VI - EPAMIG の活動を追究してゆくのに必要な報告や情報を定期的に，運営審議会，会計監査役会，州農政局，EMBRAPA，及びその他政府の権限有る機関に対して提出する。特に次の事柄に関するものを対象とする。
 - a) 年間又は2年間の活動計画及びそれに対する予算。
 - b) 融資金
 - c) 年間活動報告
 - d) 活動の結果の評価
 - e) 会計報告
- VII - 承認された年間又は，2年間計画及びそれに対する予算の履行。
- VIII - EPAMIG の人員の雇用，昇進，肩書付与，転任，配置転換，懲戒，解雇等の他，人事管理に関する仕事を行なう。
- IX - 自分に止むを得ぬ事情が出た場合，その代理を務める理事の指名。

- X- 現行法に従って、借入金の用途を調整したり融資を行うこと。
 - XI- 当定款第22条の規定を守り、EPAMIGの収入を受け、預け、運用すること。
- 第22条 EPAMIGの目的遂行の為、総裁は下記の行為が出来る。
- I- EPAMIGの活動にとって便利と考えられる程度の権限の移譲をうけた総裁の代理人を理事会に単独又は総裁と共に出席させること。
 - II- 銀行預金の運用に関する規定、基準を設ける。
 - III- 管理機能を乱す様な行いを押えること。
- 第23条 運営審議会及び理事会の権限で審査され承認される行動計画及び規定案を、理事は作成しこれを総裁に提出する。

第5部 監査役

- 第24条 監査役会は3名の現役と3名の補欠員から構成され、彼等は州農政局長からの推せんて知事から指名をうけ、任期は3年とし、さらに1期以上の再任が出来る。
- 補足： 監査役の報酬は州農政局長の提案に基づいて、毎年州知事が決定する。
- 第25条 監査役会の権限は次の通り。
- I- 貸借対照表、財務報告、融資一覧表を調べ個々に見解をつけ総裁に戻す。又公認会計士を雇う様進言も出来る。
 - II- 財務及び予算作成に関与し、帳簿やあらゆる書類を調べたり、関係あるあらゆる情報を要求することが出来る。
 - III- EPAMIGの指定する会計監査事務所と関係をもつこと。
 - IV- EPAMIGの所有する不動産の抵当権や、譲渡について意見を出すこと。
 - V- 増資案について意見をのべること。
 - VI- 理事会から提出され、且つ監査役権限内にある問題に関して意見をのべる。

第6部 人 事

- 第26条 EPAMIGの人事を司る法体系は、総合労働法（GLT）及びその補足法から成るものである。
- 第27条 EPAMIGにより署名された労働契約に於いては、仕事の必要性から従業員は、ミナスジェライス州のどんな場所にも転勤され得るものと認められている。
- 第28条 理事会のメンバーに対しては、彼等の職務遂行のため他のEPAMIG従業員に適用されている法体系の権利、義務が与えられる場合もある。
- 第29条 EPAMIG従業員の報酬は現行法に従う一方、EMBRAPAが採用している方針と一致したものであること。
- 第30条 EPAMIGの給与計画には、その技術、管理部門の人々の仕事の遂行を定期的に評価する規則が含まれていること。

第5部 会計年度

第31条 EPAMIGの会計年度は暦年と一致し、毎年12月31日付の貸借対照表を提出する義務がある。

第32条 理事会の提案により、決算で出た利益は、州農政局長の決定で増資に優先利用されることが出来る。

補足： 本条でのべた資金を、従業員への賞与にはいかなる形にせよ利用することは禁止される。

第6部 最終条項

第33条 運営審議会、理事会及び監査役会のメンバーは、いつでも州知事により交代され得る。

補足： 指名された代理人は前任者の残った任期を務める。

第34条 運営審議会のメンバーは、各会計年度中正当な理由なく2回会議に欠席すると、その職責を失う。

第35条 総裁及び理事は、その職務を引受けるにさいし、毎年自分の財産の公表を行うものとし、この公表は「首都登記所」に記録されるものとする。

第36条 EPAMIGが解散する場合は、義務、責任を充分守った上でその財産や権利を州の所有又はEPAMIGの増資に参加した法人に、それぞれの応分を返還すること。

第37条 この定款の規定条項は、EPAMIGがすでに結んで決めた通り守られ履行されているその他の義務や約束を変更させるものではない。

第38条 この定款は、ミナスジェライス州の商業会議所に保管され、1974年5月8日付法律第6310号及びその他の関連法令の一部となる。

EPAMIGの設立のために、ミナスジェライス州と「ミナスジェライス州技術援助及び農村開発公社」-EMATER-MG-との間で結ばれた契約。

1977年8月16日、ペロオリゾンテに於いて州知事ANTÔNIO AURELIANO CHAVES DE MENDOGA博士により代表されるミナスジェライス州と、ペロオリゾンテに居住し、既婚のブラジル人、農学博士JOSE ALVES DE CASTRO博士により、本文では代表されており、本社をペロオリゾンテに置き、1976年4月8日付法令、第17836号の定めにより設立され、1975年11月28日付法律6704号により承認され、州政府と関連した州立公社「ミナスジェライス州技術援助及び農村開発公社」-EMATER-MG-(以下ミナスジェライス州を「州」及び「ミナスジェライス州技術援助及び農村開発公社」を、EMATER-MGとそれぞれ呼ぶこととする)の両

者は、次の条項の定めに従った有限責任分担会社という形で、一つの会社の設立に同意し契約を結ぶ。

第1条 「州」及びEMATER-MGは、ミナスジェライス州農牧研究公社-EPAMIGと呼ぶ有限責任分担会社で、州農政局と関連を持ち、「農業、畜産及び流通運営機構」(SOAPA)の一部をなす州立公社の設立に同意する。

第2条 全文でこの契約の一部を構成し、この契約の末尾に転記され得る1974年1月10日付法令3708号及び1974年5月8日付法律6310号及びEPAMIGの定款及び契約当事者が相互に認める約款・条件に基づき、EPAMIGが登記される。

第3条 EPAMIGの資本金は、1億クルゼイロとし1株1,000クルゼイロの額面の株式10万株に分割され、州が9,990株分払い込み残りの10株を、EMATER-MGが払込みをする。

第4条 株主の責任は資本の持分により限定される。

第5条 EPAMIGの定款は、州知事の命令で承認され、又変更されるものとする。

第6条 EPAMIGの解散は、法的効力に従って行なわれること。

第7条 この契約から発生する疑義の解決には、ミナスジェライス州の首都、ペロオリゾンテ市の裁判所を選び、ここに全ての権限をゆだねることにする。

以上全てが、取り決められ、契約されるためここに同文3通を作成し、下に示す証人の前で3通に署名を行う。

ペロオリゾンテ、1977年8月16日

ミナスジェライス州知事

ANTÔNIO AURELIANO CHAVES DE MENDOÇA

EMATER-MG 総裁

JOSÉ ALVES DE CASTRO

以下、証人。

EPAMIG

ミナスジェライス農牧研究公社

アマゾナス通り115番地 5^o - 6^o - 7^o

(5階-6階-7階)

私書函 515号

電話番号 PABX(031)222-6544

テレックス(031)1366 MNAG

